## インフルエンザによる出席停止の通知書

明照学園 樹徳高等学校長 樹徳中学校長

インフルエンザのため、学校保健安全法第 19 条により、他の人に感染させる恐れのある期間は出席停止と します。インフルエンザの出席停止期間の基準は下記のとおりです。

<インフルエンザの出席停止期間の基準>
「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。」

インフルエンザと診断を受けた場合は、十分療養し、回復してから登校するようにしてください。また、登校にあたっては、医師の指導のもと、保護者の方が下記の「インフルエンザにおける療養報告書」を記入し、学校へ提出をお願いします。(なお、医師の診断により、5 日を経過せず登校が可能となった場合は、治癒証明書の提出が必要となります。)

.....

保護者が記入

学校長 様

## インフルエンザにおける療養報告書

		年 組 氏名	
1	診断を	受けた医療機関:	
2	診断日	: <u>令和 年 月 日(診断型:A型 B型 不明)</u> ※いずれかに○をつけてください	
3		開日: <u>令和 年 月 日</u> (登校再開には下記の出席停止期間の基準1と2の両方を満たす必要があります。) 記に「発症日」と「解熱した日」を記入してください。	
		出席停止期間の基準	
	1	発熱等の症状が出た日(発症日)を0日とし、翌日から数えて5日を経過している。	
		→ <b>発症日: <u>月 日</u></b>	
	2	解熱した日を0日とし、翌日から数えて2日を経過している。	
		→ 解熱した日: <u>月 日</u>	

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日 保護者氏名 印